

論文

幸福の増進から不正義の消去へ
—規範理論と構造的暴力—

大山明男

1. 目的—なぜ「不正義」なのか

本稿は、世界にある「不正義」の存在を認識し消し去るための方法について検討する。近年、人々の生活のあり方を対象として、幸福や福祉の測定やその増進が目的の研究が盛んになってきた。それに関連する研究分野として20世紀半ば頃からの厚生経済学の展開がある。また他に、不平等や格差に注目する研究の伝統がある。これらは方法が違うが、問題意識をある程度共有していると思われる。すなわちそれらの研究は、所得や財、資産等の分配状況を調査した上でその状況を何らかの基準で指標化したり判断を下したりする。そのような事実解明的研究からさらにそれをもとにその指標の増大や格差の縮小を図るといように規範理論を展開する。その結果それら各々の研究分野の進歩において互いに成果を吸収しながら収斂する部分があるようである。筆者はそれら研究には社会を対象にした規範理論に必須の、不正義の存在への視点が欠けていると考えている。

それら「幸福や福祉を増進する」という目的を掲げる諸研究（以下、まとめて「幸福測定研究」と呼ぶ）においてそれを「人々の生活の質を向上させる」と共通に言い換えて議論が行われている。それらの主な関心は「幸福＝生活の質」を規定するものが何であるかの特定やその結果を元にした「幸福の増進＝生活の質の向上」である。そしてそこでの最初の焦点は幸福を規定する「対象」は何かにある。それに対して、本稿がまず問題の糸口とするのはその「人々」の部分である。それは規範理論における主体に当たり、ある規範理論が実際に適用されるときに与る主体は誰かという点に関連する。言葉上「人々」を含むある規範理論が現実に対して適用されるとき、明示されないが成員資格をもつ者と持たない者の線引きが行われ、「人々」に該当する人と、そこから排除さ

れる人間が生じる。

アマルティア・センは従来の政治哲学の「公正な社会」を目標とするアプローチに代え、この世界のあちこちにある「不正義injustice」を認識しそれを取り除くということの重要性を述べている。センのそのための方法には、後に触れるように問題があると考えているが、その視点に関する限り異論はない。本稿での不正義の状況への考察において、先の幸福測定研究は、不正義を放置するだけでなくその生成や再生産に加担している部分さえあると考えている。一般に規範理論はその実践のため、何らかの政策当局を介して統治と関わっているが、世の中の統治に関わる側面を考慮に入れ、それが生み出しかつ再生産する不正義を社会構造において捉えることを射程において不正義を考察する研究の方向は、ガルトゥングのいう不正義に近い¹。

本稿では具体的な社会の成員として、明に暗に、当然対象としている成員の範囲でも、それは単に形式であり、その形式とは独立に実質的に主体の外に置かれている問題を取り上げる。不正義の存在を議論の対象とするには、まずそれを認識する作業が必要である。本稿では具体的に、原子力発電所における労働を前提とした被曝線量の上限の引き上げ、そしてホームレスの排除を目的とした行政によるアート設置を取り上げ、そこにある不正義の生成を指摘する。それらの状況は社会のあり方の中である種の必要性から統治の一部として作られていることを述べる。またその考察において、従来の幸福・福祉の測定アプローチや厚生経済学が不正義の状況を認識しないことの方法論上の問題を議論する。そして、それらを踏まえ不正義を認識することを含めた規範理論の方法について議論する。最後に今後に向けて、その方法について先に挙げたものとは別の既存の研究分野の存在やそれらの関係を述べたい。

1 著者は自身で長い間ある同一の問題を研究してきたと考えていたが、それを正確に言い表す言葉を探しあぐねてきたという思いがあった。「不正義injustice」がそれを表現するのに適していると感じたのは、センの『正義のアイデア』の序文を読んだときであるが、それを用いた本稿での議論の内容までを考慮すると、むしろガルトゥングが、構造的暴力=制度的暴力が存在する状況を「社会的不正義social injustice」と呼ぶときに使っている不正義に近い。

2. 幸福測定研究の形式と「不正義」の位置

ここでは、社会を対象にしたある範囲の規範理論が共通に「不正義」を扱えないことを示すため、その共通の形式と「不正義」の関係を明らかにしたい。

2.1 幸福測定研究共通の形式―「人々の生活の質を向上させる」

不正義を扱うための理論的要点を抽出するために検討すべき従来の研究として念頭に置いているものは大別して、1. 現代政治哲学、2. 厚生経済学、3. 幸福・福祉の測定アプローチ、である。これらは、研究の進展とともにある程度の収斂を見せている部分もあるが、それ以前にこれらには研究の対象や内容に重なり合う部分がある。そこにみられる規範の共通の形式を取り出すと、「人々の生活の質を向上させる」と表現できる²。

「人々」の部分は置いておくとして、「生活の質を向上させる」という部分について、若干の違和感があるかもしれない。現代政治哲学に大きな影響を与えたジョン・ロールズの議論において、考慮すべき分配の対象は、「社会的基本財」と呼ばれるものである。それは彼の著書『正義論』において論じられた「公正としての正義」の中核部分である「正義の二原理」の下での分配対象であり、自由と機会、所得や富、自尊のための社会的基盤など、合理的な人間ならば誰もが望むと想像されるものが含まれる。つまりそれはロールズの考える人々の「生活の質」を担保するものである。

厚生経済学はそのポジティブな理論としてミクロ経済学を基礎としている。ミクロ経済学は元々、市場経済の描写が目的である。それを用いて、市場で取引される財・サービスの人々の分配状態を基準にその再分配により状態の改善を考えることが規範理論としての厚生経済学の第一歩であった。その発展の中

2 これら各々は膨大な文献の集積として存在し、本稿の範囲を遥かに超える。よって本稿で言及する文献から該当研究を挙げると、現代政治哲学については、Rawls (1971), Rawls (1999), 厚生経済学については、Sen (1985), 蓼沼 (2011), 幸福・福祉の測定アプローチについては、Frey and Stutzer (2002), Stiglitz, Sen and Fitoussi (2010) がある。また、Sen (2009) はそれら全体を概観した上で批判的検討を行っている。

で、市場で取引される財から考慮対象の拡張が行われているが、ひとまず市場社会に生きる人々が入手できる手段として財を「生活の質」を決定するものと考えそれに関心を持つことは市場経済を前提とした規範理論の一次接近として考えることはできよう。

幸福（や福祉）の測定アプローチ³について、幸福＝生活の質を測定するというのはそれ自体では事実解明的であるがその目的はその向上や増進であり、結果はそのために利用されることを考えれば、「人々の生活の質を向上させる」という目的と内容の規範理論に分類できる。またそれと同様に、ある研究がそれ自体で規範理論としては完結していなくともそれを志向した部分に位置づけられるものもある。たとえば、ある社会について貧困や格差を把握することを目的にする研究である。

以上のように、それらに共通する規範的内容は「人々の生活の質を向上させる」といえよう。この「人々の生活の質を向上させる」という記述の形式についてさらに考察する。それにより、それら共通の性質として、不正義を扱わない、あるいは扱えないこと示す。

2.2 規範理論とそれが接続される事実認識

先に進むためにここではまず、社会を対象にした規範理論とそれが接続される事実認識の関係について一般的な整理と確認をしておく。

以上のように、先の研究分野の目的は「人々の生活の質を向上させる」と共通に言い表すことができる。この「生活の質を向上させる」という記述は規範的なものであり、それを目的としたものは広く社会を対象とした規範理論研究の中に位置づけられる。

まず規範理論一般の方法について考察する。ある規範理論を目的通りに実際に遂行するには、まずその規範理論が適用される現実世界のある状況を把握する事実認識が行われ、それに対する何らかの基準での判断のもと現実に働きかけ、その規範理論が目指す方向へ導くという手順が取られるであろう。ここでの文脈で説明すれば、「人々の実際の生活の質を基準に、それを向上させる」のであるから、「人々の生活の質」がいかにあるかについて事実認識が行われ

3 実際、幸福は「生活の質」に言い換えられることが多い。

て、それが改善を必要と判断されるならそれをそう向かわせる規範的内容が付加されることになる⁴。つまり「人々の生活の質を向上させる」という規範理論的形式であるが、その方法は「生活の質」を何らかの対象で把握し、何かの手段でその向上をはかることが最終的な目標となる。

つまりまず、諸研究の各立場の特徴はこの「何によって」測るかであり、この「何によって生活の質を測るか」ということが各分野の各々の研究の中心的課題となっている。

2.3 「人々」とは誰か——社会成員の所与の形式とその問題

ここまで、「人々の生活の質を向上させる」目的を達成するための過程として「人々の生活の質がいかにあるか」を把握するときの関心について、ここまで暗に生活の質の水準を決定している対象は何かという点だけに言及してきた。しかし、実はその対象に与る「人々」とは一体誰か、ということがその把握に関わっている。つまり、「何を」（対象）を決め、それを「どんな基準で」達成するかがある立場の規範理論の焦点となるが、「誰の」については開かれた形式となっている。

たとえば、センは、この「どんな基準で」に関してたとえば、次のようなことを述べている。冒頭で言及したように、センは世界のあちこちにある不正義を認識しそれを取り除くことを従来の政治哲学（功利主義やジョン・ロールズの正義論を含む社会契約論的方法など）や厚生経済学などの研究の目標に取って替えるべきと主張している。その議論の中で、現代の多くの政治哲学者がその規範理論の焦点としているのは「平等」であると見る。平等に価値を置く思想としてはふつう、英米圏の学界においてはリベラリズムが思い浮かぶが、それに限らないとセンは言う。というのは、たとえば、「分配」の平等に反対す

4 よって仮に事実認識のレベルで問題があると、それを元にある規範理論が現実に適用されるときそれに付随した問題を起こすことが考えられる。ただし、これは、両者の関係で発生するもっとも単純な形の問題である。実際には、本稿での以下の議論の中にもあるように、この関係に起因する問題は、事実認識のおいての事情と規範理論における事情が結びつき、かつそれらが複層的に絡んだ結果として現れる。

る主張は、代わりに「自由」や「権利」あるいは「効用の扱い」の平等に価値を置いているとみることができる。すなわち、平等の対象が違うだけで、平等という概念に価値を置いていると彼は述べる（訳、2011、417頁）。

それはある面で首肯できるが、しかし、その見方には「誰の」に関する視点が欠けている。著者は以前、これを取り上げ、この形式の外に何であれ何かの平等に与る「誰か」の確定が重要であると論じた（大山、2003）。たとえば、分配の平等を考えると、そこから誰かを分配に与る成員から除くことができれば、平等の議論は研究者の立場で任意に関心ある集団を設定して平等を論じることができる。すなわち、成員の外に誰かを排除することで不平等を現実の世界に置きながら平等の理論を堅持することも可能となる。具体例を挙げると、白人の間での平等を考えると同時に黒人は除外するとか、男性の参政権について平等を考えると同時に女性はそこから除外するという状況がこれにあたる。この「人々」は誰かという問いは、特定の何かについての平等の議論に限らず、規範理論一般に対して向けられる問いであり、またそれらの最も重要な点である。これに言及しない規範理論は多々あるが、それらは当該社会の成員を形式上所与としている、とここでは抑えておく。

この社会の成員の所与性は、人の集まりに関する議論では必ず付随する性質であるのでそれ自体に問題があるわけではない。ただし、それがどんな種類のものであれ、現実の任意の社会に接続されるときに、すなわち政策として実施されるとき、実際に成員／非成員が外延的に示されることになる。したがって、社会についての議論のレベルではその適用時に確定する成員は単にある人間を示すにすぎないので成員確定について恣意性を帯びている。よってたとえば、ある社会を想定して特定の権利について議論し、一定の内容の権利が導かれ、それば法制度等により実体化するとしよう。それに与ると期待していた人はその時点で蚊帳の外に置かれることがあるかもしれない。選挙権の歴史はその一例である。

つまり、成員所与の形式はどんな規範理論であれ、ある規範が現実適用される時、その人々（の範囲）が実際に確定するのである⁵。この形式上の成

5 もちろん、論者が想定している理論上の人々（の範囲）があるとして、その理論が適用される時点での実際の人々はそれと異なることもあるだろう。

員の所与性は理論の持つ要素として、これが現実の世界と接続される時点で問題を産み出す可能性がある。「人々は」とか「すべての人は」という語りには常にこれが付きまどっている⁶。したがってある規範理論研究者が現実世界に対してその内容の対応を確実なものにしようと意識した場合、具体的に世界に存在する誰に対してかを示す必要がある。もちろん、始めから対象を特定しての議論もありうる。仮にそうした場合、その示した誰かについての決定やその判断自体が規範的な議論の対象になる。たとえば、ロールズの『正義論』に向けられる批判の一つがそれである。

ロールズは、正義に基礎付けられた社会のルール of 導出を試みている。その原理は、自らをロック、ルソー、カントという社会契約論の系譜に位置付けているように、「社会契約」にある。社会契約論は、社会が契約によって成立しているということを理念としている。よって、社会のルールを契約として導出する。ここにある問題は、ロールズの理論構成を見ても明らかなように、決して、社会の成立において契約は実質的に作用していないということである。言いかえると、社会の成員を決める段階では契約は作用していないのである。分かりやすいように、具体的に社会が生成される段階を考えよう。例えば、5人の人間がいる世界から作られる（2人以上の）社会のあり方の数を考えよう。

- (i) 3人と2人の社会による世界のあり方の数は、 ${}_5C_3 = 10$ 通りある。
- (ii) 5人の社会による世界のあり方は、1通りある。

よって、世界の（2人以上の）社会のあり方は全部で、11通りとなる。つまり、もし世界にいる人間が全員で5人として、誰もが2人以上の社会を作るとすると、その世界のあり方は11通りあることになる。もし社会契約論が、社会の生成の段階を理論の対象にしているなら、少なくともこの11通りの社会のあり方の可能性から言及し始めなければならない。ところが、社会契約論と呼ばれるものは、具体的にはルソーでありロールズであるが、成員が所与となった社会を前提に議論が行われる。この観点から社会契約論の「社会」を解釈すると、社会（の成員）は所与であることが分かる。そうして所与の成員の間での契約として社会のルールの導出を図っている。

このことから逆に、ロールズの正義論にしろ、それが繋がれた過去の社会契

6 これは後で取り上げる「権利をもつ権利」に関連する事態である。

約論の数々は、その理論自体の名称に関わらず、実はそれを決定する内容を備えていないことが分かる。では、肝心の成員はどのように決まるのだろうか。社会の成員の所与性により、実質的に理論内部では決まらないので、論者が理論とは独立に想定しているか、理論を解釈する人がその人の立場で与えることになる。具体的には、『万民の法』のロールズがそうであるように、政治「哲学」といえども大体现存する任意の国家を枠とした国民全体を想定していることが多い。『正義論』のその理論を評価した論者が、ロールズ自身が『万民の法』で社会の成員を国家で仕切られた任意の国民とした点を批判することがあるが、そのことは『正義論』の理論から予見できたと筆者は考える⁷。

ちなみに、ロールズがその論敵として置いた功利主義ははじめから理論内部に「誰の権利か」、「社会を構成するのは誰か」の議論を含んでいない。すなわち、対象とする社会やその成員は所与となっている。よって、理論が現実世界に適用されるときに、論者あるいはその利用者により恣意的に権利主体が決められる。

2.4 「人々」の境界と「権利をもつ権利」——成員所与の形式と成員資格

この「人々」という成員の所与性は、アレントの言う「権利をもつ権利」に関係する。20世紀前半の近代国民国家群の変容とともに産み出される無国籍者の存在を論じる上でアレントが用いた概念が「権利をもつ権利」である。それは、アレントの著書『全体主義の起源』の第二部「帝国主義」において議論されている。本稿では、その歴史性を取り払いより普遍的に政治哲学的概念として分析しているベンハビブの議論を紹介する。

ベンハビブはまず「権利をもつ権利」の中の前半と後半の「権利」概念が同

7 このロールズが「万民の法*The Law of Peoples*」と付けたタイトルの中身は、実質的に「万国民の法」であったわけだが、そもそも『正義論』ではここでの成員を外延として指示していないし、その社会の生成や成員の決定過程を説明する論も含んでいない。あくまで社会の成員は所与である。ロールズの『正義論』における社会契約の内容は、一見、社会契約論の系譜より複雑な側面を持っているが、成員自体は理論内部では決まらず、やはりロールズが理論とは独立に想定しているか、彼の理論を解釈する人がその人の立場で与えるかに行き着く。それについては大山、2014を参照されたい。

じ語法のものかを問うことから始める。「権利一般を付与された人格として他者に認められる権利は、そうした承認のあとで与えられる権利と同じ地位のものなのだろうか」(ベンハビブ, 訳, 52頁)。

まず「権利をもつ権利」の後半の「権利」という語法は人類それ自身に向けられたもので、われわれに何かの人間集団における成員資格を認めるように要請するものである。この意味で、成員資格への道徳的要求と、その成員資格への要求と両立しうる何かの形式の処遇であると説明する。

それに対して前半の「権利」という語法は、この優先的な成員資格の要求のもとで組み立てられている。権利をもつということは、その人がすでに組織化された政治的および法的共同体の構成員であるときはその個人に一連の行為に関与する、もしくは関与しない資格を与え、そうした資格付与が相互の義務をつくりだしている。権利と義務は相互の関連し合っている。こうした権利はすでに法的共同体の成員として認められた人々のあいだで生まれるので、「市民の権利」と呼ばれているという。

したがって「権利をもつ権利」という語句の後半の「権利」という語法は、前半のそれとは同じ語法ではないという。そして権利の担い手として承認される要求が向けられる他者(たち)のアイデンティティは曖昧模糊としたものである。ある人の権利の担い手としての地位は、その人の成員資格の承認によって左右される。それでは、だれがそうした承認を付与あるいは留保すべきか、とベンハビブは問う(ベンハビブ, 訳, 53頁)。

以上のベンハビブの分析から本稿の考察にとって重要な要素を抽出すると、実質的内容をもつ諸権利は成員資格が前提となっていて、その成員の決定は本稿での焦点である規範理論における「人々」にあたり、それは「生活の質を向上させる」のは誰についてか問う部分は理論的に開いている、ということである。

規範理論が対象とする主体を理論上「人々」と一応は表現するとして、規範理論研究者が理論上想定する「人々」に該当する人間があったとして、それに言及する研究者はまた違う人間を想定することがあるだろう。また、それを現実適用する時点で実際に対象となる「人々」に該当する人間がいることが分かる、あるいは確定される。現実はこの部分は、規範理論を政策として実施する体制や組織に委ねられるだろうと、ここでは言っておく。

「人々の生活の質を向上させる」という形式の諸規範理論の「人々」の外延

が開かれていることは、幸福や福祉、またそれらを担保すると考える何か、財・サービス、それらの効用水準、それらのケイパビリティ⁸、社会的な基本財、その他何であっても、その対象が現実適用されるときにそれに与る主体が確定するということである。

先に進もう。次に、明確な形でなくても、同じ土俵にあるはずの人間が、実質的には枠外に置かれていることについて論じる。そしてそれは、幸福や福祉を測る研究が扱わない部分である。というのは、そのような研究においては、質の違いでなく、量の違いしか扱っておらず、量の違いなら再分配政策で改善される存在として把握されるが、その限りでしかない。しかし、アレントの言葉「権利をもつ権利」のない状態に置かれたり、またまさにそういう主体として扱われる状況がある。幸福や生活の質を測定するためにそれを決定する対象やそれによって測定した結果を受けての再分配や福祉等の政策的な対応など一連の諸行為の中に、「人々」は誰かという視点は一切ない。

では、具体的な社会の成員として、明に暗に、当然対象としているはずの成員の範囲でも、それは単に形式であり、実質的に主体の外に置かれている問題を取り上げる。それを「不正義」の状況と認識して、社会を対象とする規範理論一般の重要な論点として扱う。

8 センは、福祉の平等の達成のためには、効用という心理的結果でなく、また所得や財・資源という手段でもない、福祉の直接の構成要素である「機能 (functioning)」を考慮すべきだという。「機能」とは、人が財を用いて実際に何をなすのか、どういう状態になれるのか、ということの意味する。たとえば、身体障害者は自転車を所有しても乗り回すことはできない。よって、その人の福祉の評価において、自転車という「財」を所有することと異なる、自転車を乗り回すこと（つまり、移動する能力）＝「機能」にまで注意を向ける必要があるという。そしてこの機能の集合が「潜在能力 (capability)」である。「潜在能力」とは人が自分の持つ所得や資源で何ができるかという可能性を表すとともに、その人がどのような生活を選択できるかという個人の「自由」をも表す (Sen, 1985)。

3. 事例にみる「不正義」の状況

3.1 被曝線量の二重基準と上限の引き上げ

北海道新聞によると、北海道電力泊原発で重大事故が起きた場合、北電社員と協力会社の社員の計575人が、2011年3月の東京電力福島第一原発事故の収束作業のような高い放射線量下でも作業に従事する意思を示しているという⁹（2016年10月17日付）。これは法令改正に伴い、国が2016年4月から緊急時の作業員の累積被曝線量の上限を100mSv（ミリシーベルト）から250mSvに引き上げたのを受け、意思確認したものである。

原発の労働者には、放射線業務従事者として電離放射線障害防止規則により被曝線量の限度基準が設けられており、年間50mSvが限度とされていた¹⁰。一般の人は1mSvなので、その50倍であった。ただ「緊急作業」には年間100mSvと定められていた。しかし2011年3月に起きた福島第一原発事故を受けて、厚生労働省の省令により「とくにやむを得ない緊急の場合」として、この事故の復旧に限り、緊急事態宣言が解除されるまでの間、限度基準を年間250mSvとする特例が設けられた。また、福島第一原発事故の処理に従事した労働者に対しては、他の原発での被曝労働を可能にするため、年間上限の50mSvを適用しないことが、厚生労働省から通知された（今野、2011、73頁）。

すなわち、元々福島第一原発事故を受けての特例は、法令改正に伴い、福島第一原発事故の処理に限らず、今後起こりうる緊急時の作業員の累積被曝線量にも拡張され、その上限を100mSvから250mSvに国が2016年4月から引き上げたのである。

9 また、他にもこうした意思確認は原発を持つ各電力会社で行われ、川内原発2号機（鹿児島県）が稼働中の九州電力は川内で社員と協力会社社員計740人、玄海原発（佐賀県）で同610人の同意を確認、伊方原発（愛媛県）3号機が稼働中の四国電力も同650人の同意を取り付けたという（北海道新聞、同）。

10 ただし、これまで被曝線量の上限が厳格に守られてきたかという点と疑わしい。日々の原発作業での管理は杜撰であり、原発を渡り歩く「原発ジプシー」と呼ばれる労働者の被曝線量が合算して管理されていたことはない。東京電力福島第一原発事故後においてもその事故処理で鉛カバーを使った被曝隠しが行われていたことが発覚している（2012年12月9日付朝日新聞）。

この法令改正の意味を考えよう。まず、労働の二重の基準を前提に原発の稼働がある。これは、なぜ一般の基準があるのかを考えれば、上限拡大の適用を受けた労働に従事する労働者が、倫理的な主体の扱いから排除されていることを意味する。そしてこの原発労働が産み出されることは、異常な労働(の需要)の創造であり、それがなぜ産み出されるのかを考察するには、幸福測定研究の視野にはない社会的構造や過程に注目しなければならない。

3.2 行政による「排除アート」の設置

東京新聞によると、東京都渋谷区道玄坂の複合施設の二階をつなぐ渡り廊下の下は地面が波状に起伏し、断面が斜めにカットされた高さ10センチ前後の円形や四角形のオブジェが100個以上立っている。またJR大森駅近くの品川区にある歩道橋の下は、高さ2メートル近い白い柵で囲われ、扉には南京錠がかかり、内部は南極の海をイメージしたような石のオブジェがならび、その間にペンギンやイルカの像が設置されている¹¹(2016年12月15日付)。

これは俗に「排除アート」と呼ばれ、ホームレスの排除を目的として行政により意図的に設置されたアートである。行政の立場からは、街からホームレスを排除しながら同時にアートにより景観の向上を図ることができる。それ自体問題であるが、社会構造として捉えると、排除アート設置により、景観や美観などの幸福構成要素の評価の上昇が起こり、それは「幸福度」なるものの増進になる。この因果関係は、政策当局からすれば何かに貢献したことの証になる。しかし、この政策の実施は不正義そのものを産み出しているのである。すなわち、それが何かの良さを表していると規定した数値を上げることが、不正義を産み出すことでなされているのである。そして、幸福すなわち生活の質を向上させることが不正義によってなされているならば、これを矛盾なく表現するために成員資格の有無という区別を導入し、成員資格のない人を排除しながら、成員資格のある人の生活の質を向上させると言うしかない。

誤った事実認識に基づく規範理論は問題を引き起こすと述べたが、それがこ

11 「排除アート」という呼び名はともかく、その存在は関係者の間では昔から知れ渡っている。筆者は1990年代に大阪で目にしているし、東京でも1990年代の早い時期にあったと思われる。

こに形式として該当する。形式と述べたのは、それが分かった上で意図的になされているからである。幸福測定研究において、人々の幸福度を向上させる弊害に、行政組織のインセンティブの無さがある、とフライとスタッツァーは指摘している（訳、245頁）。これは、幸福度を表す数値を上げることを実際に行う積極性が行政になく、その場合行政の無作為や怠惰ということになる。これは、幸福度を上げることを規範的目標におく幸福測定研究の立場としては拙い。それに対して、ここでの事態は幸福度を表す数値を上げるために、不正義を意図的に行っていることになる。この理解には具体的な行政組織を利害や動機をもった存在とみる視点が必要であるが、詳しくは後で触れる。

4. 「不正義」と幸福測定研究の方法の問題

ここでは、「幸福」とは何かについて考察を行うことから始めたい。本稿がその方法に疑問を持つ幸福測定に関するある報告において、その報告を依頼した当時フランス大統領のサルコジは次のように記している¹²。「委員会の報告に対する、ジョセフ・スティグリッツ、アマルティア・セン、ジャンポール・フィトゥシのコメントのなかに、次のような文章があるのに私は気づいた。「GDPの平均が増大しているのに、たいていの人びとが自分は以前より貧しくなったと感じている理由の一つは、実際に人びとが貧しくなっているからである」。この言い方は曖昧であるが、GDPが幸福に影響しないというだけでなく、（おそらくサルコジ大統領の意に反してこちらの方が重要なのだが）幸福測定が前提にしている、幸福が何かに規定されているということを否定する考えが現れている。貧しいと感じるのは貧しいからということとは、貧しいことの反対が幸福であるとするなら、幸福であると感じるのは幸福であるからというしかなく、他の何かで説明できるものではないということである。筆者もそう考えるが、しかし、ここまでに見てきたように、幸福測定研究は、研究者各々がその要素や規定するものを想定してそれを突き止めるという作業を行っている。本稿は「幸福」を定義したり、説明すること自体に関心はないが、幸

12 スティグリッツ他、訳、2005。この報告は、従来の幸福測定研究の構成対象を見直すことを目的とした研究の成果である。特にGDPが幸福度に影響していないということが見直しの理由に挙げられている。

幸福測定研究の方法の中に見られるそれらについて、その影響を議論する必要のために考察する。

4.1 幸福測定研究の形式における様々な恣意性

幸福の測定一般の方法、すなわち、「幸福を規定するものが何かを研究者が見つけ、それを基準に幸福なるものを測る」方法には多くの恣意性が介入する¹³。

まず、前述したが、「誰の幸福か」の決定についてである¹⁴。幸福測定研究において、「誰か」に当たる規範の内容に与るいわゆる「成員」の決定や扱いにおいて恣意性がある。社会を対象にした規範理論は、実際に現実社会に関係する段階において「人々」の外延に該当する人を決めることになるが、場合によってそれは同時にそこから除く人が決められることを意味する。これが一つ目の恣意性である。

また、成員として認めた人間についての扱い方において、彼らには多様なアイデンティティがあるにも関わらず、特にある空間（土地）の人間をひとまとまりにして、それを対象とする集団全体にいくつかの特徴を貼り付ける¹⁵。ここには、まず空間のとり方に恣意性がある。またそうして決めた空間の人間をひとまとまりにして一様な特徴を探すと目的に合致するようにいくつかの特徴を探し求めることになる。しかし、例えば、人のアイデンティティを特徴づける項目は、身長、体重、年齢、性別、性格、家族構成、所得、職業、趣味、特技、学歴、得意科目、使用メディア、宗教、母語、政治思想、参政権の有無、文化等、10や20はすぐに挙がる。例えば、10の項目について各々3つの分類を行えば約6万通りの組み合わせ、20の項目について行えば約35億通りの組み合わせがある。幸福測定研究において取り上げるアイデンティティはそのほんのいくつかである。そこには注目する人間の特徴を選択する上での恣意性がある。

13 先述の通り、本稿では「幸福」と「福祉」と「生活の質」を、それらを測定することを目的とする諸研究における語法に従い、同義語として使っている。

14 これは後に検討するが、「誰がそれを決めるのか」と表裏一体になっており、この部分は「統治」に関連する。

15 具体的には、市町村、都道府県、国家など現行の行政単位が選ばれる傾向にある。これは後述する幸福測定研究における「統治」側面の無視と関連がある。

さらに、幸福を構成するとされる対象についてである。取り上げる対象の取捨選択において恣意性がある。

以上のように、仮に幸福測定研究の形式を認めたとき、その中に様々な決定が含まれており、それらは研究者に委ねられる。これは幸福測定研究が測定しようとする幸福なるものが、幸福測定研究者の目論見とは反対に彼らの創造の産物という性質を示していると思われる¹⁶。

4.2 「一個人」の幸福から考える

4.2.1 幸福が個人に帰属することの無視

幸福測定研究の幸福概念から離れ、規範理論一般の観点から、一個人と幸福の関係について考えてみよう。フライとスタッツァーは、幸福の構成要素に関するある議論を、人はノーベル賞やオリンピックの金メダルをとれば幸福な気分になるだろう、という話から始めている（訳、113頁）。これは彼らには当てはまるかも知れないが、果たして一般的だろうか。それに価値を認めている人ならそうであろうが、認めていない人ならそうではない。たとえ世間が認知する賞であっても、何かに価値を認めるかは個々人の判断による。よってその記述は幸福のありかを、何か集団的なものに認め、個々人には認めていない。これは幸福測定研究一般に散見される。

しかし、それはとりあえず脇において、幸福は何らかの構成要素からなるという幸福測定研究の背景にある幸福概念を受け入れた上で、幸福はあくまで個々人の感じるものであるという姿勢を忠実に貫徹することを考えてみよう。それを推し進めると、以下で見るように、最後には一個人において幸福を構成するさまざまな具体的な状況の特定作業に行き着く。それは、幸福を構成する

16 筆者からみれば得体の知れない数値を追い求める幸福測定研究のこのような態度を表現するものに「擬数主義」が思い浮かぶ。例えば、どの特定の实数も他と判然と区別できるが、そのような性質をもつ概念を擬数的 (arithmomorphic) という。しかし、「…われわれの思考は、獲得した観念を必ずしもつねに、擬数的概念に変換することができるわけではない」（ジョージェスクーレーゲン、訳、59頁）。ジョージェスクーレーゲンは擬数的境界をもたないものとして、「善」、「公正」、「見込み」、「欲求」などの、人間の判断にとって最も重要な概念が含まれるという。

それらの状況の幸福度との結びつき自体にさまざまな事情や理由が関わっていることを示している。そして、その事情や理由を考察するときに、幸福測定研究が幸福を測定する要素としてみる対象の結果だけでなく、そこに至った過程的側面を考慮せざるをえないことになる。

例えば、幸福測定研究が想定する主要な構成要素である「所得」を取り上げ、まず、所得の評価を個人がどう行っているかの可能性を考えてみよう。以下では、所得の単位を通貨に限定して話を進める。所得と幸福度を結びつけるのはまず、その「額」が思い浮かぶ。今、ある人間の目の前にある現金通貨そして自分の口座に確認できる預金通貨を合算した額について、彼は何を思っているだろうか。その額に笑みを浮かべ、額自体に満足を感じている人がいるだろう。また、進行するインフレを考慮し、実質価値の減少を気にしているかもしれない。ほかにまた、インフレを実感したとして、通貨価値の低下を心配した上で、購買意欲を増したり、通貨をそれ以外の何かに換える気持ちを強く持つ人、逆に、通貨価値の低下を心配した上で、今後のさらなる節約を意識する人がいるかもしれない。あるいは、インフレという穏やかな状況の進行ではなく、ハイパーインフレやデフォルトを予想し、ほとんど通貨の価値を感じていないかも知れない。また、逆にデフレを実感している人がいるかもしれない。さらには、そもそも通貨と物価の関係を考えない人、例えば通貨を働いて稼ぎ、生活の中で必要に応じて単に使っている、いわば生活の手段以上に意識しない人もいる。

このように、所得の向こう側にあるその評価を構成する貨幣観一つをとっても個人それぞれさまざまでありうる。しかもここには、額という結果だけでなく、そこに至る過程やそれに関連した将来予想が関わることもあるだろう。個人個人の幸福なるものが各々の具体的状況の中で、所得等から影響されているとしても、幸福測定研究の突き止めようとする「幸福」なるものは、それと同じものではあるまい。幸福測定研究が「所得」を幸福構成要素として取り上げるのはせいぜいその「額」でしかない。しかし、そのアプローチで幸福を測ろうとするならば、一個人において幸福に影響するさまざまな具体的な状況の特定に行き着かざるを得ないのである。そうして言えることは、繰り返すが、幸福は個人個人の世界観や世界認識に依存しているということである。

4.2.2 狭い世界観の影響

つまり幸福測定研究は、個々人の世界観を歪めた形で幸福度なるものに反映させているのである。そしてこの世界観は、幸福測定研究が考えているよりもはるかに複雑である。例えば、幸福測定研究が対象とする何らかの分配対象がある人の目の前に置かれたとして、それがどういう経緯でそこにそうあるのかを彼は考えることができる¹⁷。ガルトゥングは、人権論のもとで行われる資源の再分配の議論—これは幸福測定研究の規範上の目的に同じ—において、分配のあり方に関しては問題になるが、その分配を誰が決定するか、すなわち分配に関する決定権力については全く問題にされないと指摘する¹⁸。「そこでは個人がなにをもち、なにをすることができるかには言及されているが、彼らがなにをもち、なにをすることができるかを決めるのはだれか、あるいはなにか、については言及されない」うえ、「とりわけ資源配分に関する決定権力は、公平に配分されていない」と述べる（ガルトゥング、訳、58頁）¹⁹。これは現実世界では、人々の生き方に影響を与える「統治」に関わる側面である。ここには様々な論点があるのだが、幸福測定研究においても統治の側面が捨象されていることが分かる²⁰。これは幸福測定研究での構成要素の選択の恣意性という問題の

17 重要なのは、これを考えない人もいるということである。すなわち、個々人の世界観は個々人に依存し、ある人が考えることを考えない人もいるのである。

18 ここでの「分配」は訳書では「配分」が充てられている（原論文ではdistribution）。「分配」と「配分」の使用の区別について、これらを区別する理論的枠組があればそれは有効であるが、幸福測定研究については理論枠が明確でなく、またそもそもその対象が事前に定まっていないので意味がないと考える。よって本稿では、「分配」と「配分」の意味を区別せず使っている。なお、理論枠が明確な場合、「配分」は生産前の資源について、「分配」は生産後の産出物や所得について使われるが、実質的には一回限りの生産過程の描写しかしておらず、それは現実世界の認識には程遠い。

19 この観点がセンにないことは前述した。それが、彼が各国要人に近い立場での研究を好むことと関連すると考えられないか。

20 これに関してガルトゥングは「…純粋に形式的意味での投票権をのぞけば、力を測定すること自体が非常に困難なのである」と述べる（ガルトゥング、訳、57頁）。

次元のみでなく、社会を対象とした規範理論における世界認識の問題というより広い視野で理解しなければならない。

これに関して、フライとスタッツァーは幸福測定研究がその重要な項目として従来あまり考えてこなかった統治に関心を示し、それを幸福測定研究に取り込んでいる。つまり、統治を、政治経済プロセスと「幸福」、政治体制と「幸福」、政治参加と「幸福」というように特定の集団の幸福関数の変数として、先に示したようなさまざまな問題を抱えた幸福測定研究の方法の中に取り入れている（訳、第Ⅲ部）。それは幸福測定研究上での統治制度の特定の接近ではあるかもしれないが、統治のあり方一般を含む世界認識への接近とはなっていないため、決して「不正義」の状況を把握することはない。

また、幸福測定研究におけるその統治の側面の無視と要因は同じであるが、その方法がスナップショット的であることで社会の認識における「過程」の捨象とつながっている。すなわち、ある時点での資源や所得、資産、ロールズの社会的基本財など—これらは研究者の関心に依存する—を規範的判断の材料とし、ある範囲の社会のその成員間の「ある瞬間の」分配状況の把握とそれをもとにした再分配という議論の形式は、そのような断片を示す社会全体のあり方への理解を狭める。その結果、社会を対象にした規範理論の関心を存在する諸問題の中の特定のものへ誘導したり、人々の一部のみの利害に関するものへと変形させる影響があると考えられる。その一端が不正義の放置や生成に現れている。

4.3 規範理論の不正義の状況への関与の構造

先に、ある規範理論の前提となる、それが現実世界に接続される基準となる事実認識に間違いがあればその規範理論の政策的遂行は問題を起こすと述べた。事実認識に「間違い」がある場合当然そうなのであるが、これまで見てきたように、幸福測定研究の事実認識部分には研究者の決定に委ねられる恣意性が多々あるので、規範理論遂行による問題の発生の理由が、事実認識における間違いだけでなく、意図的なものである余地がある。

前節でのガルトゥングの論文の引用箇所が続く部分で彼は、次のように述べる。「換言すれば、人権は通常、パターンリズムと両立しうるものと考えられている。このパターンリズムのもとでは、権力保持者は配分を決定する究極の

権力以外のものを配分し、権力構造をなんら変化させることなく平等を実現することができる。今日の多くの反体制、反権威的反乱は、まさにこの点を問題としているのだということに気づいている人がいかに少ないかをみるのは、心が痛む。つまり、譲歩では十分ではなく、平等でさえ十分ではない。基本的に重要なのは、いかに配分に関する決定がくだされ、いかにそれが実施されるかということなのである」(ガルトゥング、訳、58頁)。たしかに、人々の分配状況を評価しその再分配のみを焦点とする規範理論の姿勢がパターンリズムと両立しようとの認識は重要である。またさらに、そのような規範理論の立場が、人々のパターンリズムの受け入れを当然のように前提として社会を鳥瞰している態度の認識も重要である。さらに、それだけでなく、人々の側の多くがパターンリズムを受け入れていることの認識も重要である。というのは、以下で見ると、多くの人がそうであるという事実が、別の問題を生成し、継続することに影響しているということの理解へ繋がるからである。

つまり、ここまでの議論を振り返れば、社会を対象にした規範理論がパターンリズムと両立しようとのガルトゥングの指摘よりもさらに深刻な状況が生み出される条件がそこにある。それは、「人々」の選別は意図的になされ、ある人間を排除しパターンリズムの枠外へと追いやりながら、成員についてパターンリズムを維持するということである。ガルトゥングは、資源や所得の分配に限定される多くの規範理論の背景にあるパターンリズムを多くの人が認識しないことを嘆いているが、その前にその事実を冷静に考えよう。そのような人間にはこのパターンリズムの下での(再)分配政策はむしろありがたいと考えるだろう。統治のあり方を気にしない人間には、目の前に差し出されるものが「幸福」なるものの判断基準のすべてであるので、仮にそのような人間が統治や行政を評価するにしてもパターンリズムの下での分配だけがその評価の材料である。

これを証拠付けるものの一つが、フライとスタッツァーによる、幸福測定研究において政策当局の「見落とされたインセンティブ」への言及とその解釈である。彼らは、幸福度を向上させる政策が期待通りになる条件の一つに、政策当局が最適な政策を実際するインセンティブを有すること、すなわち「慈悲深い」政策当局の存在を挙げている。彼らは、しかし現実にはそのインセンティブが政策当局に欠けており、社会制度をそのインセンティブが生じるように設

計する必要があると述べている。それは、幸福測定研究にパターンリズム的性質をみる立場からは、フライとスタッツァーの考えはパターンリズムの姿勢を自明とし、その正常化を働きかけていると理解できるが、そういう観点から、統治の立場は、それを汲み取ってうまくやれば自身・自体を維持できうと考えられる。

ここで重要なことは、このような誰かについての分配を決定する立場が一段上に別にいるというような純粋にパターンリズムに付随する問題ではない。上に触れたフライとスタッツァーによる政策当局へのインセンティブの強化は、パターンリズムの徹底につながり、それにより分配状況の向上に繋がることで、統治やパターンリズムを気にしない人にはむしろ歓迎すべきことであるし、そもそもそれを問題視する人がいないなら問題とする観点はそこにはないといえる。そう、ガルトゥングの認識のレベルからは、少なくともその状況に関係している人間の立場にとっての問題は出てこないのである²¹。

ならば何が問題なのか。その過程でその「人々」の選別が同時に行われること、そしてそれによって生じる影響の存在である。その結果、排除される人間がいれば、その立場から問題があるといえる。

4.4 事例との関係

例えば、幸福測定研究の想定する幸福構成要素には具体的に、景観や治安、インフラなどがある。これらの項目は人々の幸福を構成すると考えるため、それらの人々の評価値なるものの上昇は、幸福測定研究が規範の次元で考える政策目標になる²²。先に見たように、パターンリズムを人々が受け入れていれば入れているほど、分配対象を構成する景観や治安の「向上」、インフラの増強は歓迎されると予想される。しかも、その過程や供給される統治的側面には関心がない場合、はさらにそれが強まるだろう。このような条件では、統治側が

21 ただし、オブジェクト・レベルにパターンリズム的行政に不満をもつ人間がいれば、そこに問題をみる観点があり、それ自体が問題の存在を示す。そしてガルトゥングは少なくともその一人であることは想像できる。

22 このような考え方には「幸福関数」があり、それは「社会的厚生関数」を具体化したものと想起すればよい（フライとスタッツァー、訳、243頁）。

幸福測定研究の視点に立てば、それらの項目を介した幸福度の増進を図る動機が存在する。他方、被分配の立場はそうした幸福度増進の政策はまさに彼らの幸福度を増進するため、それを歓迎する。その動機や目的はもともと、両者の政策評価のベクトルは一致する。このように、統治側には統治側の事情と動機、被統治側にはその多くの人々にある程度共通の事情と動機があり、その合成として景観や治安の「向上」や、インフラの増強が図られるだろう。

前節で取り上げた事例、「排除アート」の設置は幸福構成要素である景観や治安の「向上」に、原発設備作業を前提とした「被曝線量上限の引き上げ」は原子力発電の稼働や設置というインフラの増強に寄与すると思われる。それら事例は、その過程で「人々」の選別を含んでいる。そうした、「人々」の選別を含んだ社会状況の変化を介して、バタナリズムの下で救われる人間にとっては、幸福の構成要素が向上することになるし、またそのため、統治の立場にはそれを行うインセンティブが生じるのである。原発の立地地域にはこれまでさらに、電源立地地域対策交付金等により、温浴施設や教育文化関連施設の充実が図られてきた。が、それらは幸福構成要素を介してその地域の幸福度なるものを増進したであろうが、それを支えたものが先の一般と異なる被曝線量に上限が設定された原発労働であり、それはさらに劣悪なものに置き換えられている。

5. 不正義の消去のための規範理論に向けて

ここまでの議論を、不正義の消去のための規範理論を考える観点から整理する。

5.1 規範理論のもつ排除作用への留意

幸福測定研究にみられる、幸福度に反映される何らかの数値を上げるという規範的目標が意図的あるいは無意識に「人々」からある人間の排除を産み出す。この作用はこれら研究が要素として考慮しない「統治」的側面と循環をなしている。というのは、規範理論では一般的に「政府」や「政策当局」というメタ・レベルの政策主体を想定し、それらが政策を粛々と進め理論的結果を導くように置かれる。現実には、それに対応するものは複雑な社会制度の中に置かれ、そこに従事する人間の意図や利害が作用している。排除アートの例は、その一端の現れと見ることができる。

つまり、従来の研究が対象として無視している現実の統治に関わる働きが、その関係者をしてある人間の排除と引き換えに幸福の測定値を向上させているということである。ここに研究（者）と行政や統治の共犯関係が見て取れる。またこれは二重基準の対象である原発労働がなぜ存在するのかを考察することによってより詳細に排除がどのように産み出されているかを理解できる。被曝線量の二重基準には統治が積極的に関わっており、その作用としての倫理主体からの意図的な排除により原発の事故処理を含めた稼働の総体が可能となっている。研究者の立場や行政組織の行動などを含め、規範理論に付随する排除作用に留意しなければならない。

5.2 排除の構造の認識のために

たとえ幸福測定研究アプローチが適切に用いられたとしてもそれが明らかにするのは当の研究者が考慮する項目についての分配の不平等であり、それが適切に用いられたとしてできることは精々それらの再分配である。つまりその射程は、何かについての分配／再分配の範囲で幸福度を向上させることである。であるから、再分配で解決できることが研究の範囲であり、それができれば上々ということになる。不正義なるものはその枠に収まらない現象であるので、それには関知することができない。不正義は何かの再分配で解決されるものでない。何かの再分配で解決できる不平等だけを視野に置いていること自体、不正義をあえて見ないことなのかもしれない。

行政や国家が関わる事業がそれだけで悪いわけではない。しかし労働基準を変更してまで労働が必要となる活動は、それ自体として多くの問題を含んでいるはずである。さらに、東京電力福島第一原発の事故の後、これまでほとんど無視してきた原発の事故の可能性を考慮してか、原発労働での被曝線量の上限の引き上げをあたかも本人の自由意志の下での選択として認めさせようとしている。しかしここには矛盾がある。そもそも何のために決められた基準なのかを考えてみよう。これは「人々」からの実質的に排除される労働者を前提とした行政主導の事業であり、不正義そのものである。一般的形式における「人々」の外を作り出しながらの事業である。「作り出しながら」とは構造的であり、そのような暴力作用である。その認識をする方法を規範理論は備えていなければならない。

5.3 不正義の消去のための規範理論

以上の要素を考慮した不正義の消去のための規範理論の要素は、まずそれが接続される事実認識に関わる部分において、ある瞬間の描写ではなく、過程を含めた認識が必要である。また、統治をも認識の対象にする必要がある。それはふつう規範理論において研究者＝理論家の立場と同一化して想定される。政策当局だからということで「すべての人々への」慈悲深い行為のみのインセンティブを持つと仮定するのは誤りであるが、さらにその有無だけを視野に置くのは誤りである。現実には政策当局を担当する人間は、そうでない人間と同様、常に何らかについてインセンティブを持っているという理解が必要である。それによって、実際にそのような行政主体・組織の行動の影響が先に見た不正義の事例に現れていると理解できる。例えば、日本では見なれた風景となったが、社会保障制度であるはずの生活保護の受給者への圧力は、「人々」の感情の何かの形での表明を介しそれを行政が汲み取った末の構造的暴力として作用していると思われる。社会を対象にした規範理論の視野に、「都道府県別幸福度ランキング」などと称する研究はありえないのである。

参考文献

- Arendt, H., 1951 [1967], *The Origins of Totalitarianism*, Harcourt. 『全体主義の起源』大久保和郎他訳、新装版、全3巻、みすず書房、1981。
- Benhabib, S., 2004, *The Rights of Others: Aliens, Residents, and Others*, Cambridge University Press. 『他者の権利』向山恭一訳、法政大学出版局、2006。
- Frey, Bruno S., and Alois Stutzer, 2002, *Happiness and Economics: How the Economy and Institutions Affect Human Well-being*, Princeton University Press. 『幸福の政治経済学——人々の幸せを促進するものは何か』佐和隆光監訳、ダイヤモンド社、2005年。
- Galtung, Johan, 1969, “Violence, Peace, and Peace Research,” *Journal of Peace Research*, No. 3. 『構造的暴力と平和』高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳、中央大学出版部、1991年、所収。
- Georgescu-Roegen, N., 1971, *The Entropy Law and the Economic Progress*, Harvard University Press. 『エントロピー法則と経済過程』高橋正立、神里公、寺本英他訳、みすず書房、1993。
- Rawls, J., 1971, *A Theory of Justice*, Harvard University Press. 『正義論』矢島鈞次監

- 訳, 紀伊國屋書店, 1979年。
- , 1999, *The Law of Peoples*, Harvard University Press. 『万民の法』 中山竜一訳, 岩波書店, 2006。
- Sen, A., 1985, *Commodities and Capabilities*, Elsevier Science. 『福祉の経済学—財と潜在能力』 鈴木興太郎訳, 岩波書店, 1988年。
- , 2009, *The Idea of Justice*, Belknap Press of Harvard University Press. 『正義のアイデア』 池本幸生訳, 岩波書店, 2011年。
- Stiglitz, Joseph E., Amartya Sen and Jean-Paul Fitoussi, *Miss-measuring Our Lives: Why GDP Doesn't Add Up*, The New Press, 2010. 『暮らしの質を測る』 福島清彦訳, 金融財政事情研究会, 2003年。
- 大山明男「公共空間と平等」『駿河台経済論集』 13(1), 1-18, 駿河台大学, 2003。
- 「原発の存在と倫理問題の構造—倫理の内と外」『駿河台経済論集』 22(2), 181-211, 駿河台大学, 2013。
- 「境界の検討とリベラリズムの可能性—空間と自由の観点から」『駿河台経済論集』 24(1), 71-95, 駿河台大学, 2014。
- 今野晴貴「現代労働問題の縮図としての原発—差別の批判から, 社会的基準の構築へ」『POSSE vol. 11』 NPO法人POSSE, 2011。
- 蓼沼宏一『幸せのための経済学』 岩波書店, 2011。
- 東京新聞2016年12月15日付。
- 樋口健二「原発が葬り続けた被曝労働者たち」『POSSE vol. 11』 NPO法人POSSE, 2011。
- 北海道新聞2016年10月17日付。